愛媛県総合園芸振興審議会議 次第

日 時:令和7年10月3日(金)

 $13:30\sim15:30$

場 所:いよてつ会館 5階会議室

- 1 開 会
- 2 開会あいさつ
- 3 審議会の公開について
- 4 出席者の紹介について
- 5 審 議
 - (1)会長、副会長の選任
 - (2) 審議事項
 - ①国の果樹農業振興基本方針について
 - ②本県果樹農業の現状と課題について
 - ③愛媛県果樹農業振興計画の骨子(案)について
 - 4その他
- 6 閉 会

愛媛県総合園芸振興審議会 出席者名簿

令和7年10月3日(金)13:30~ いよてつ会館5階会議室

区	分	役職名	氏名	出席
	学識	愛媛大学農学部教授	松岡淳	\circ
		愛媛大学農学部教授	和田 博史	
	歌者	愛媛大学農学部准教授	上加 裕子	\circ
숪	園	愛媛県農業協同組合中央会総合企画部長	別府和彦	\circ
審議会委員	芸関	全国農業協同組合連合会愛媛県本部副本部長	松本 亮治	\circ
云委 昌	係機	企業組合津島あぐり工房代表理事	山下 由美	\bigcirc
貝	関	(株)フードスタイル代表取締役	近藤 路子	\circ
	生	JA全国女性組織協議会会長	西川 久美	\circ
	産	愛媛県果樹同志会長	平家 誠人	\circ
	者	JAにしうわ女性部営農部長	小野瀬マサエ	
		農林水産部農業振興局 局長	真木 健司	\circ
		農政課 農地・担い手対策室 室長	安西 昭裕	\bigcirc
		食ブランドマーケティング課 課長	青野 公宜	\circ
		農地整備課 課長	臼坂 浩二	\bigcirc
		農林水産研究所 果樹研究センター センター長	藤原 文孝	\bigcirc
ļ	具	農林水産研究所 みかん研究所 所長	菊地 毅洋	\circ
		農産園芸課 課長	峯下 寿樹	\bigcirc
		農産園芸課 主幹	三堂 博昭	\circ
		農産園芸課 係長	松本 秀幸	\circ
		農産園芸課 担当係長	宮下 裕司	\circ
		農産園芸課 主任	山本 智樹	\bigcirc

愛媛県総合園芸振興審議会配席図

		/2	⋛長	副会長	į.			柱
			0	0				
山下委員	0					0	松岡委員	記者席
近藤委員	0					0	上加委員	柱
西川委員	0					0	別府委員	記 者 席
平家委員	0					0	松本委員	
	0	0	0	0	0	0	,]	柱
		プランド			農地・担い手 対策室長		J	
	0	0	0	0	0	0		
	山本主任	宮下	松本係長	三堂主幹	みかん研所長			
								入口

(目的)

- 第1条 この会は、愛媛県の園芸及び工芸作物の振興に関する重要方策について知事の諮問に応じ、 調査審議することを目的とする。
- 2 この会は、総合園芸事業の振興方策について必要があると認める場合は、知事に対し意見を申し出ることができる。

(名称)

第2条 この会は、愛媛県総合園芸振興審議会(以下「審議会」)という。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。 (委員)
- 第5条 委員は、愛媛県内で園芸に関係のある機関、生産者、学識経験を有する者及び県職員のうちから知事が委嘱又は任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

(会議)

- 第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。 (部会)
- **第8条** 審議会は、専門の事項を調査審議するために必要があると認める場合においては、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の会議を招集し、議長となる。
- 5 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長の同意を得て定める。 (庶務)
- 第9条 審議会の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課において所掌する。

(委任)

- **第10条** この規程に定めるものを除くほか、審議会の運営その他に関して必要な事項は、審議会の 議決を経て会長が定める。
 - 前 文(抄) (平成8年8月9日告示第1078号)

公布の日から施行する。

前 文(抄) (平成15年4月1日告示第840号) 告示の日から施行する。

果樹農業振興特別措置法

〔昭和三十六年三月三十日法律第十五号〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、果実の需要の動向に即応して計画的に果樹農業の振興を図るための措置 及びこれに関連して合理的な果樹園経営の基盤を確立するための措置並びにこれらに併せ て果実の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに果実の流通及び加工の合理化に資す るための措置を定めることにより、果樹農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 果樹農業振興基本方針等

(果樹農業振興基本方針)

- 第二条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針 (以下「果樹農業振興基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるもの(以下「果樹」という。)につき、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 果樹農業の振興に関する基本的な事項
 - 二 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標
 - 三 栽培に適する自然的条件に関する基準
 - 四 近代的な果樹園経営の基本的指標
 - 五 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項
 - 六 その他必要な事項
- 3 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策 審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(果樹農業振興基本方針の変更)

- 第二条の二 農林水産大臣は、果実の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、果樹農業振興基本方針を変更するものとする。
- 2 前条第三項及び第四項の規定は、果樹農業振興基本方針の変更について準用する。 (都道府県の果樹農業振興計画)
- 第二条の三 都道府県知事は、果樹農業振興基本方針に即して、政令で定めるところにより、 当該都道府県における果樹農業の振興を図るための計画(以下「果樹農業振興計画」という。) を定めることができる。
- 2 果樹農業振興計画には、当該都道府県における主要な種類の果樹につき、次に掲げる事項 を定めるものとする。

- 一 栽培面積その他果実の生産の目標
- 二 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標
- 3 果樹農業振興計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 果樹農業の振興に関する方針
 - 二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項
 - 三 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項
 - 四 果実の加工の合理化に関する事項
 - 五 その他必要な事項
- 4 都道府県知事は、第二項の主要な種類の果樹のうちに、その果実につき、生産の安定的な拡大又は合理化を図り及び流通の合理化を推進することが特に必要であり、かつ、そのためには広域の濃密生産団地を計画的に形成することが適当であると認められるものがあるときは、果樹農業振興計画において、当該種類の果樹についてのその広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするとともに、その方針に即して同項各号及び前項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めようとするときは、果樹農業に関し学識経験を 有する者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提 出するとともに、その概要を公表しなければならない。

(以下、省略)

第13次 愛媛県果樹農業振興計画策定スケジュール (予定)

時期	内容	備考
令和7年10月3日	愛媛県総合園芸振興審議会の開催(第1回) ○国の果樹農業振興基本方針について ○本県果樹農業の現状と課題について ○第13次果樹農業振興計画骨子(案)について	
令和7年10月 ~令和7年11月下旬	第13次果樹農業振興計画(案)の作成	
令和8年1月下旬	愛媛県総合園芸振興審議会の開催 (第2回) ○第13次果樹農業振興計画(案)について	
令和8年2月上旬 ~令和8年3月初旬	パブリック・コメントの実施	
令和8年3月中旬	パブリック・コメントの意見への回答 および最終修正	
令和8年3月下旬	第13次果樹農業振興計画の答申 および公表(県HP)	

果樹農業振興基本方針(令和7年4月策定)

新たな果樹農業振興基本方針のポイント

基本方針の理念

- 省力樹形等の新技術の萌芽や、加工や輸出といった関連産業との協働といった、<u>技術・経営のイノベーション</u>が進んでおり、 こうした取組をスピード感をもって全国に波及させることが果樹農業の持続的な発展に重要。
- 需要に応える果樹農業の持続的な発展を目指すため、生産基盤の強化の加速化に向けて、関係者が一体となって施策を推進。

基本方針の期間

永年性作物である果樹の特性を鑑み、 今後20年程度を見据えた5年間の基本 方針として定める。

果樹農業をめぐる現状と課題の認識

▶ 農業者の減少・高齢化、生産減少



国産果実の卸売価格は上昇傾向で推移する 一方、果樹農業者の減少・高齢化が先行し、 栽培面積・生産量はともに減少傾向。

> 高温等の影響による障害の頻発化





りんごの日焼け果

みかんの日焼け果

- 世界各地で気候変動による異常気象が発生。
- 特に我が国では、高温等の影響による果実 の障害が頻繁に発生。

▶ 中山間地域など地域社会の維持が困難



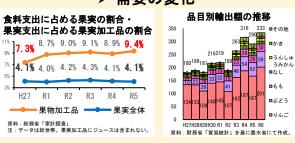


中山間地域での栽培

果樹農業が大きな割合を占める中山間地域で は、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進展。 地域の基幹産業として付加価値の向上が課題。

への対応

▶ 需要の変化



国内消費量が減少する中で、加工や輸出 等の需要は増加。新たな需要への対応や 海外から稼ぐ力の強化が必要。

講じる施策

施策

生

産

数

目

(R5)

2. 447

(R12)

2, 560

牛産基盤強化

の加速化

労働生産性の向上、 気候変動等への対応

単収

KGI

1, 258kg/10a (R5) \rightarrow 1, 334kg/10a (R12)

新規参入

経営者数

820人(R5)

→ 1,640人(R12)

- 省力樹形等の導入スピード 170ha/年(R5) → 340ha/年(R12)
- 技術的な高温対策を導入した産地 令和12年度までに500産地で導入

KP I

- 果樹型トレーニングファームの設置 45産地(R5) → 250産地(R12)
- サービス事業体活用の産地 令和12年度までに50産地で活用
- 新たな大規模経営体・産地 令和12年度までに50経営体・産地を創出

● 果樹型トレーニングファームの取組を推進

- 園地の集積・集約化や基盤整備を推進 省力樹形等への改植・新植、スマート
- 農業技術等の開発・導入を推進
- 大規模な経営体の育成・参入
- 高温に対応した技術的な対策、栽培 体系の転換、品種の開発・導入等の 気候変動対策、環境負荷低減策
- 病害虫・鳥獣害への対応
- 花粉・苗木の生産・供給力の強化

地域の基幹産業と しての付加価値の向上

担い手の育成・確保、

労働力の確保

生産面積 1941 ha (R5) → 192 Tha (R12)

輸出・加工など関連産業への連携・波及

サービス事業体の活用や関連産業との協働、

作業の省力化などによる季節的な作業ピーク

雇用の創出、地域の活性化など、**地域の基幹 産業**としての果樹農業の**付加価値の向上**

自然的条件に関する基準

高温障害に対する技術的対策や 品種・品目転換を図る上での基準を

【技術的対策の例】





遮光ネット

水分制御

新たな需要 への対応

国内需要への対応

加工仕向量 314千t(R3) \rightarrow 377 \pm t (R12)

輸出額

316億円 (R6)

→ 1,023億円(R12)

(再掲)

● 加工原材料果実の生産に取り組む 経営体・産地

令和12年度までに10経営体・産地を創出

16経営体・産地(R6) → 97経営体・産地(R12)

ど新たな需要への対応 更なる海外需要開拓、輸出先国・地域の

● 多様な消費者ニーズを捉え、手頃で日常的

に摂取してもらえる生果実、果実加工品な

- **規制やニーズ**への対応
- 輸出産地の形成
- 優良品種の戦略的なライセンスの推進

合理化

集出荷•流通対策

海外から稼ぐ力の強化

生産面積 194Tha→192Tha ● A I 選果場 3選果場(R5) → 10選果場(R12)

● 輸出経営体・産地

● 加工原材料果実の生産に取り組む

- 集出荷施設・選果場の再編集約・合理化 ● 果実やコンテナなどの出荷規格の見直し、
- 契約生産など加工仕向けの生産の推進
- 地域の基幹産品となる果実加工品の創出 などの取組の推進

主要果樹の経営指標

省力樹形の導入等による農業所得や 労働生産性の向上に向けた経営の 改善・発展や果樹農業への参入に 資する経営指標を提示

【例:りんご規模拡大・機械化モデル】 • 3人、臨時雇用7人

・省力樹形、機械作業体系導入

経営面積(ha)	6.0
10aあたり収量(t)	4. 0
総労働時間(時間)	5, 204
1 経営体あたり農業所得(万円)	2, 617

果実の流通 及び加工の

果実の加工

(再掲) 加工仕向量 314∓t→377∓t

経営体・産地 (再掲) 令和12年度までに10経営体・産地を創出

需要に応える果樹農業の持続的な発展に向けて、生産基盤の強化を加速化

果樹農業の振興を図るための基本方針(果樹農業振興基本方針)

令和7年4月30日 農林水産省

目次

第 1	果樹農業の振興に関する基本的な事項	····· 1
1	果樹農業の振興に向けた基本的考え方	1
1	**	
		I
	(2) 基本方針の期間等	····· 1
2	果樹農業をめぐる現状と課題の認識	2
3	>1414 / Sept = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =	
	(1) 労働生産性の向上及び安定生産の脅威となる気候変動等への対応・	···· 2
	① 園地の集積・集約化	3
	② 基盤整備の推進	4
	③ 省力樹形等への改植・新植	4
	④ スマート農業・機械化の推進	4
	⑤ 大規模経営体の育成・参入	4
	⑥ 気候変動等への対応	5
	⑦ 病害虫・鳥獣害対応	5
	⑧ 花粉・苗木の確保	
		_
	(2) 担い手の育成・確保、労働力の確保	
	① 新規就農者の育成・確保	
	② 果樹農業の魅力の向上・発信	
	③ 多様な農業者による園地の保全管理	
	④ 労働力不足への対応	
	⑤ 大規模経営体の参入の推進	7
	(3) 地域の基幹産業としての付加価値の向上	7
	① 輸出や加工等の関連産業との連携	
	② 定年者等の地域住民、交流人口の参加	
	②	0
4		8
	(1) 国内需要への対応	8
	① 手に取りやすい国産果実生産・供給への対応	8
	② 果実加工品の生産・供給への対応	8
	③ 食料システムの関係者の理解の増進	
		^
	(2) 海外から稼ぐ力の強化	
	① 海外需要の開拓、輸出産地の育成	
	② 戦略的な海外展開の推進	10

第 2	_	実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)	需要について	
	2	生産目標について	11
	3	KGI、KPIについて	11
松	71 7 1	立に済むて自然的名供に関わて甘港	1.4
第3	_	音に適する自然的条件に関する基準	
	(1)	基本的な考え方	
	2	高温障害	14
炼 1	\ 户	とめる田暦国奴党の甘木の七種	10
第4	_	弋的な果樹園経営の基本的指標	
	(1)	基本的な考え方	
	2	農業経営モデルの考え方	19
第5	甩生	実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項 	23
分り	(1)		
	_ /		
	1	集出荷の効率化の推進	
	2	果実輸送の合理化の推進	23
	(2)	果実の加工	24
	(2)	国産の加工用原料果実の確保 国産の加工用原料果実の確保	
	_		
	2	多様なニーズに対応した果実の加工	24
第6	70	D他必要な事項	25
	(1)		
	(2)		
	(3)	自然災害への備え	······ <i>Z</i> 5

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1 果樹農業の振興に向けた基本的考え方

(1) 果樹農業振興基本方針の理念

我が国では、多様な気候や土地条件の下、地域の特性に応じた多種多様な 果樹が栽培されており、北海道から沖縄まで、地域ごとに特色ある果樹農業 が展開されている。果樹農業は、我が国の農業産出額の1割を占めるととも に、地域経済にとって重要な産業であり、特色ある豊かな文化の形成、国民 の健康の維持・増進にも寄与してきた。

近年、我が国の高品質な果実生産は高く評価され、国内においては果実価格の上昇に伴い産出額も増加し、経営体当たりの所得の増加につながっている。また、海外においても、生鮮果実の輸出増加に一端が示されるように、日本産果実の評価が高く、輸出品目としても高いポテンシャルを有している。しかし、人口減少等を背景にした担い手・後継者の不足や、気候変動に伴う高温等の影響により、果実の生産量は減少しており、そのポテンシャルを十分に活かしきれず、国内外の需要に応えきれていない。そればかりか、果実価格の上昇により一部の経営体の所得が増加しても、生産量の減少は地域農業を支える流通等のインフラの衰退、ひいては地域産業の衰退につながりかねない状況である。

他方で、生産面積当たりの収量を飛躍的に向上することが可能な省力樹形等の技術が萌芽しており、また、これまで分業されてきた果実加工等の食品産業からの果実生産への参画の動きが見られる。加えて、成長著しい輸出産業にサプライチェーンが一体となって参画し、収益の拡大を目指す動きが顕れている。果樹農業は、こうした技術・経営のイノベーションの只中にあり、その取組をスピード感をもって全国に波及させることが、個々の経営の競争力強化につながり、ひいては果樹農業の持続的な発展に重要である。

果樹農業振興基本方針(以下「基本方針」という。)は、これらの課題に対応し、需要に応える果樹農業の持続的な発展を目指すために必要な基本的事項を定めるものである。技術やひと、園地といった生産基盤の強化の加速化を柱とし、関係者が一体となって施策を推進する。

(2) 基本方針の期間等

従来の食料・農業・農村基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後 20 年程度を見据えた課題の整理を行い、同法が改正された(令和6年6月5日施行)。

新たな食料・農業・農村基本計画は、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしており、その計画期間は5年間である。これを踏まえつつも、新たな基本方針は、一度定植すればその後の20年間栽培を続けるという永年性作物である果樹の特性を鑑み、今後20年程度を見据えた5年間の基本方針として定める。

基本方針において、果樹農業振興特別措置法に基づき、果実の需要の長期

見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標を定めるとともに、生産目標を含めたKGI(Key Goal Indicator:重要目標達成指標)及び施策の有効性を示すKPI(Key Performance Indicator:重要業績評価指標)を定める(KGIやKPIの関連については、第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標に提示)。なお、施策の有効性は、市場動向や技術進展を踏まえ、施策の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行う。また、施策の実行にあっては、国、自治体、生産者団体、研究機関が連携し、果樹農業の総合的な支援体制を構築する。

2 果樹農業をめぐる現状と課題の認識

高品質な果実の生産や国内外での堅調な需要を背景に、国産果実の卸売価格は上昇傾向で推移している。一方で、果樹農業者の減少・高齢化が先行しており、栽培面積・生産量はともに減少傾向にあり、果実の需要に対して国内生産が応えきれていない状況にある。

さらに、世界各地で気候変動による異常気象が頻発化しており、特に我が 国の果樹農業では、高温等の影響による障害が頻繁に発生する状況にある。

果樹農業が大きな割合を占める中山間地域では、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進展しており、農村内の非農業者も今後大幅に減少する見込みにある。果樹農業者の所得の確保・向上とともに、地域経済を守るという観点から、果樹農業の地域の基幹産業としての付加価値を高めていくことが課題である。

また、人口減少により果実の国内消費量が減少する中で、加工や輸出等の需要は増加している。高品質な国産果実の強みは活かしつつ、多様な消費者ニーズを捉え、果実加工品等の新たな需要への対応や海外から稼ぐ力の強化が必要である。

これらの課題に対応し、需要に応える果樹農業の発展に向けて、生産基盤 強化の加速化など、果樹農業の振興に必要な目標及び施策を次項より掲げる。

3 果樹農業の生産基盤強化の加速化に向けた施策の推進

(1) 労働生産性の向上及び安定生産の脅威となる気候変動等への対応 目標

一労働生産性の向上のため、地域計画に基づいた園地の集積・集約化や基盤整備を進めるとともに、省力樹形等への改植・新植、スマート農業技術・省力化品種等の開発・導入を強力に推進する。その際、大規模な経営体の育成・参入や、省力樹形等への改植・新植による省力的な樹園地への転換をスピー

ド感を持って進める(これらにより目指す経営体のモデルを<u>第4</u>近代的な 果樹園経営の基本的指標に提示)。

また、生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対して、資機材による対策や品種構成の見直し等の検討を進める。加えて、高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する(これらの技術的対策や、品種・品目転換を図る上での基準を第3 栽培に適する自然的条件に関する基準に提示)。気候変動に適応する生産対策と併せて、化学農薬の使用量低減に資する病害抵抗性を有する品種等の開発・導入や化学肥料の使用量低減等の環境負荷低減策・気候変動緩和策を進める。さらに、社会全体の行動変容につながるよう食料システムの関係者の環境負荷低減対策への理解を促進する。

[KGI]

● 単収

1,258kg/10a(令和 5 年度) ⇒ 1,334kg/10a(令和 12 年度)

主要指標(KPI)

- 省力樹形等の導入スピード 170ha/年(令和 5 年度) ⇒ 340ha/年(令和 12 年度)
- 技術的な高温対策を導入した産地 令和 12 年度までに 500 産地で導入

- ① 園地の集積・集約化
 - 経営規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手(離農する経営の農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体)の育成・確保を図るため、地域計画に基づき、担い手への園地の集積・集約化を推進する。
 - 国は地方機関との緊密な連携の下、市町村における地域計画のブラッシュアップや実現に向けた取組をプッシュ型で支援する。
 - 農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、 農業協同組合、土地改良区等の関係機関に加え、産地協議会*など 地域のその他の団体・関係者も一体となって地域計画の実現に向 けた取組を実施できるよう後押しする。
 - * 「果樹産地構造改革計画について」(平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知)の第 2 の協議会(産地をカバーする生産 出荷団体、市町村、生産者の代表者、普及指導センター、農業委員会、農地中間管理機構、農業共済組合等により組織する協議会)
 - 担い手への園地の集積・集約化を推進する際は、今後実施する地域計画の分析・検証も踏まえ、集約化した果樹産地づくりの課題となる老木抜根等の対策や、外部からの新規参入を推進するための措置について、併せて検討する。

② 基盤整備の推進

- 国・地方公共団体間の連携や他産業等からの生産への参画も推進しつつ、過去に基盤整備を実施した地区も含め、新たな果樹団地の形成に向けた要望の掘り起こしを行い、地域計画に基づき、施設の更新等を含めて基盤整備を推進する。
- スピード感を持って果樹団地の形成を進めるため、合意形成が可能な土地から先行してより取り組みやすい小規模園地整備を行い、並行して規模拡大のための計画的な基盤整備を進めるといった手法も活用する。
- 周囲の水環境に配慮しながら、中山間地域における活用されていない水田や、果樹団地の中に点在する水田を集約して行う小規模園地整備、緩傾斜化、大区画化等により作業性の良い樹園地形成を推進する。
- 水田転換園での果樹栽培適性を診断する技術や、排水性の高い水 田転換園地の整備手法を開発する。
- 中山間地域等において、地域の特色を活かした果樹農業の維持・発展を図るため、樹園地、農業水利施設、情報通信環境の整備等を推進する。

③ 省力樹形等への改植・新植

- 作業動線を単純化し、機械化に対応して労働生産性を高めること が可能な省力樹形等の改植・新植を推進する。
- 省力的な樹園地への転換を短時間で実施するため、まとまった面積での省力樹形等への一斉改植を推進する。
- かんきつ等の各品目において省力樹形等の機械化に向く園地条件 や樹形、品種を検討し、開発・導入を進める。

④ スマート農業・機械化の推進

- スマート農業技術の導入効果を発揮させる生産方式の確立や当該 生産方式への転換に向けた取組を推進する。
- AIを用いて収集した品質等の選果データを生産方式の転換に活用するなど、データを起点とした果樹農業を推進する。
- 果樹農業のスマート農業技術・機械化体系の開発・導入を推進する。
- 労働生産性の向上に資する新品種・新技術の開発、汎用性のある安 価な機械の開発、AIなど他分野からの技術転用を進める。

⑤ 大規模経営体の育成・参入

- 果樹産地における経営の大規模化を推進するとともに、大規模な 法人経営体等による大規模な省力樹形等への改植・新植を推進す る。
- スマート農業技術の導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等により、販売供給の出口を見据えた作業の合理

化、省力栽培技術・品種の導入、労働力の確保等を図り、生産性を 飛躍的に向上させた生産供給体制モデルの構築・横展開を図る。

⑥ 気候変動等への対応

- 生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対して、資機材に よる対策や、産地における品種構成の見直し等の検討を進める。
- 高温適応性を有する品種の開発・導入等を推進する。
- 気候変動に適応する生産対策と併せて、化学農薬の使用量低減に 資する病害抵抗性を有する品種等の開発・導入や化学肥料の使用 量低減等の環境負荷低減策・気候変動緩和策を進める。
- 社会全体の行動変容につながるよう食料システムの関係者の環境 負荷低減策への理解を促進する。

⑦ 病害虫・鳥獣害対応

- 総合防除による病害虫対策や、化学農薬の使用量低減にも資する 病害抵抗性の品種等の開発・導入を進める。
- 果樹カメムシ等の特に果樹に甚大な被害を与えるおそれがある病害虫については、対策技術の一層の開発推進を図るとともに、発生地域等と連携した総合的な対策技術導入を図る。
- 野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組による鳥 獣被害への対応を一層進める。
- 特に鳥獣被害が増加している市町村に対しては、国・都道府県が連携し、課題解決に向けて伴走支援を行う。

⑧ 花粉・苗木の確保

- 落葉果樹の人工授粉等に必要不可欠な花粉について、共同花粉採取などの産地内での花粉供給体制の構築を一層進めるとともに、 全国段階での花粉供給体制の構築を進める。
- 苗木について、苗木生産の省力化や生産拡大を進め、苗木生産・供給力を強化するとともに、果樹産地や果樹生産者と苗木生産者との契約生産や、果樹産地の苗木需要の情報発信等により需給のマッチングを推進する。
- 苗木の生産・供給の強化に当たって、品種保護意識の向上等を推進する。

(2) 担い手の育成・確保、労働力の確保

目標

果樹農業の担い手を育成・確保するため、高度な技術の習得や樹園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有の課題の解決に産地が取り組む果樹型トレーニングファームの取組など、幅広い農業者や法人が果樹農業に参入する取組を推進する。離農する経営の園地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体について、果樹農業で生計を立てる担い手として、規模の大

小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、育成・確保する。また、サービス事業体等を活用した労働力の確保、作業の省力化などによる季節的な作業ピークへの対応や労働時間の平準化を図る。

[KGI]

新規参入経営者数820人(令和5年度) ⇒ 1,640人(令和12年度)

主要指標(KPI)

- 果樹型トレーニングファームの設置45 産地(令和5年度) ⇒ 250 産地(令和12年度)
- サービス事業体活用の産地 令和 12 年度までに 50 産地で活用

- ① 新規就農者の育成・確保
 - 新規就農者を増やすため、高度な技術の習得や園地の確保、未収益期間の克服など果樹特有のハードルに対応して、技術研修と園地継承を併せて行う果樹型トレーニングファームの取組を推進する。
- ② 果樹農業の魅力の向上・発信
 - 果樹に関心をもつ者が果樹農業に魅力を感じ、新規就農につながるよう、省力樹形など、労働生産性の高い果樹農業の姿を発信する。
 - 労働関係法制における農業の特例の考え方について、果樹農業現場の実態把握を進めた上で、必要な見直しを検討する。
 - 果樹農業が若者や女性にも選ばれる産業となり、農業法人の従業員としての定着や雇用の増大が図られるよう、就労条件、農作業安全等の雇用の確保に資する法人の環境整備、社会保険労務士の活用等を推進する。
- ③ 多様な農業者による園地の保全管理
 - 担い手への園地の集積・集約化を進めることを基本として推進しつつ、多様な農業者によるものも含めて、地域において自立的・持続的に果樹生産が行われることを通じ、園地の保全管理を行う。
 - また、担い手への円滑な経営継承に取り組むとともに、所有者不明 農地の解消等を推進する。
- ④ 労働力不足への対応
 - サービス事業体の活用や関連産業との協働、着色作業の省略等の 作業の省力化等による季節的な作業ピークへの対応を推進する。
 - 季節性に対応する短期労働力の確保のための環境整備の推進等を 強化する。

- 外国人材の確保のため、育成就労制度の創設も踏まえた受入環境整備とキャリア形成を促進し、果樹農業への外国人材の受入れのあり方について検討を進める。
- 農福連携の取組を通じ、障害者等が働きやすい環境の整備を図る ことにより、障害者等が生きがいを持って果樹農業に関する活動 を行うことを促進する。

⑤ 大規模経営体の参入の推進

- 果樹を含む農業法人について、経営管理能力の向上のため、農業法人の評価の目安となる経営指標を示した上で、今後の果樹農業を担い、経営改善に取り組む経営層の育成・確保を推進する仕組みを検討する。
- 令和7年4月から始動する農業経営発展計画制度や、農林漁業法人等投資育成制度等の活用により、食品事業者やアグリビジネス投資育成株式会社、LPS(投資事業有限責任組合)から果樹の農業法人への投資の促進を図る。
- 民間金融機関が取り扱う制度資金について、更なる資金ニーズの 拡大に対応可能な貸付条件を有し、果樹を含む農業法人へより速 やかな融資実行が可能となるよう、制度資金の在り方を検討する。

(3) 地域の基幹産業としての付加価値の向上

目標

若い人たちに魅力のある産業とするため、作業の合理化、販売単価の向上により労働対価を高め、生産者の所得を向上させるとともに、農業という枠組だけでは労働力が限られる中、地域経済を守る観点から、輸出・加工など関連産業との連携・波及、雇用の創出、地域の活性化など、地域の基幹産業としての果樹農業の付加価値を高めていく取組を推進する。

[KGI]

● 生産面積

194 千 ha (令和 5 年度) ⇒ 192 千 ha (令和 12 年度)

主要指標(KPI)

● 新たな大規模経営体・産地 令和 12 年度までに 50 経営体・産地を創出

- ① 輸出や加工等の関連産業との連携
 - 輸出等の販路に向けて大規模効率生産・流通による生産・販売を目指す事業体や、徹底した生産合理化により加工専用果実を生産する法人経営体、加工原材料を必要とする食品企業等と産地の連携や、こうした事業者の生産への参入を推進する。

- 食品事業者と果樹農業者が連携し、原材料の安定調達やこれを契機とした新しいビジネスの展開を促進するとともに、地域の農林漁業者、食品事業者をはじめ、観光やフードテック、IT・ロボット等を含めた幅広い関係者が連携・協調するための場の構築を推進する。また、こうした食品事業者等による計画的な取組を総合的に支援する制度を検討する。
- ② 定年者等の地域住民、交流人口の参加
 - 果樹は高い付加価値を生み出すという特性を踏まえ、農業生産条件が不利な山間部や島嶼部において、定年者、高齢農家、交流人口や地域商社など多様な人材が参加し、商品力のある産品の開発や軽労作業が可能な加工仕向けの品目の導入等により、収益と高い営農意欲を確保する取組を推進する。

4 新たな需要への対応のための施策の推進

(1) 国内需要への対応

目標

高品質な国産果実の強みは活かしつつ、多様な消費者ニーズを捉え、手頃で日常的に摂取してもらえる生果実、果実加工品など新たな需要に対応した取組等を行う。また、日常的な果実摂取を生涯にわたる食習慣として定着させるため、幼少期から国産果実に触れ食生活にも取り入れ、果実について正しい知識を身に付けてもらうよう、関係者と連携しつつ食育の取組を推進する。

[KGI]

● 加工仕向量 314 千トン(令和 3 年度) ⇒ 377 千トン(令和 12 年度)

主要指標(KPI)

● 加工原材料果実の生産に取り組む経営体・産地 令和 12 年度までに 10 経営体・産地を創出

- ① 手に取りやすい国産果実生産・供給への対応
 - 労働生産性の高い栽培体系への転換による、比較的手頃な価格で 日常的に摂取してもらえるような果実生産・供給を推進する。
- ② 果実加工品の生産・供給への対応
 - 果実の機能性や地域の特色により差別化が図れるような新たな商品開発の推進や、加工等の関連産業等との連携を促すことによる

加工仕向け用の原料果実の安定生産・供給を推進する。

③ 食料システムの関係者の理解の増進

- 日常的に摂取してもらえる生果実や果実加工品等の新たな需要について、その取引が合理的に行われるよう、食料システムにおける 多様な関係者の理解増進を図る。
- 栄養バランスや機能性等の観点を踏まえて、果実の摂取頻度の増加を含む健全な食生活の重要性について広く消費者の理解を醸成するため、関係者と連携しつつ、学校等での食育に加え、大人の食育等を推進する。
- また、生果実や果実加工品等の摂取について、環境配慮等を踏まえて選択する行動変容を促すため、環境負荷低減の取組を評価し、等級ラベル表示する「見える化」の取組を推進するとともに、消費者の理解醸成を図る取組を推進する。

(2) 海外から稼ぐ力の強化

目標

国内への需要に対応しつつも、拡大傾向にある海外市場を見据えた輸出に 戦略的に取り組むため、高品質等の日本の強みを生かしながら更なる海外需 要開拓を図るとともに、輸出先国・地域の規制やニーズに対応しつつ、これ に対応できる産地も併せて形成していく。また、果実の輸出と併せて、優良 品種の戦略的なライセンスを推進し、周年供給による輸出促進と海外からの ロイヤルティの新たな品種開発等への還元により、国内果実生産の振興を図 る。このほか、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費も海外 からの収益を得るという観点から重要であり、輸出促進施策と併せて、これ ら施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を図る。

[KGI]

● 輸出額

316 億円 (令和 6 年) ⇒ 1,023 億円 (令和 12 年)

※ りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき等輸出重点品目(果樹)の合算

主要指標(KPI)

● 輸出経営体・産地

16 経営体・産地(令和6年) ⇒ 97 経営体・産地(令和12年)

- ① 海外需要の開拓、輸出産地の育成
 - 現地系の大手スーパー等の非日系市場や未開拓の有望エリア等、 新市場の開拓に向けて、認定品目団体、ジェトロ(日本貿易振興機 構)、JFOODO(日本食品海外プロモーションセンター)等の連携 を促進するとともに、高品質な日本産果実の価値を伝えるプロモ

- ーション等を通じて、ジャパンブランドの構築を図ることで、海外 需要の拡大を図る。
- 輸出先国・地域の規制に対応するための防除体系の見直しや、輸出 先国・地域のニーズに対応するための価値・特性を有する品種の産 地への導入等を進めることによる産地育成の推進を図る。

② 戦略的な海外展開の推進

- 優良な品種を戦略的にライセンスし、ターゲット市場における我が国の輸出促進に理解があるライセンス先の海外生産を組み合わせたジャパンブランドの周年供給が可能な体制を構築することで、農業者の直接的な「稼ぎ」につなげるとともに、海外からのロイヤルティ収入も利用して、知的財産の保護・管理、産地化・ブランド化、さらには新たな品種開発に還元することで、農業者の将来的な「稼ぎ」につなげる。
- 国外まで俯瞰して、知的財産の保護や管理を徹底しつつ、マーケットニーズに即応した品種の開発・普及や国内未利用品種の再評価を推進する。
- 国内における知的財産の保護・活用に向け、果樹生産者への苗木のリースなど、流出対策とブランド管理を両立する管理方式の導入を推進する。
- これらの知的財産の保護・活用の取組に当たっては、費用対効果 や当該知的財産のライフサイクルを考慮するよう推進する。
- 原材料となる日本産食材の使用や日本食・食文化の理解促進等による輸出拡大につなげる観点から、食品産業の海外展開を推進する。
- 地域の食や景観などの資源を活かした農泊等による農村へのインバウンドの誘客等の促進に加え、海外向けの日本食プロモーションに当たって、GI産品の観光資源としての更なる活用等を通じ、国内産地の観光面の魅力も発信するなど、輸出促進施策及び観光振興施策について、相互に連携し、輸出拡大とインバウンド消費の好循環の形成を通じて海外需要拡大を図る。

第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

① 需要について

我が国の果実は、優良品目・品種への改植・新植を進めた結果、消費者ニーズに対応した高品質な果実生産が進み、国内外での堅調な需要を背景に、果実の卸売価格は上昇しており、果実の産出額は増加傾向で推移している。一方、果実の消費については、「毎日くだもの 200 グラム運動」等の啓発活動を行ってきたものの、1人1日当たりの摂取量が減少しており、人口も減少局面にあることから、消費量は減少している状況にある。特に若年層、中年層で摂取量が少ない傾向にあり、国内消費仕向量は減少すると見込まれる。その上で、今後の取組として、

- (ア)国内市場については、生果実の消費量が多い高齢者層の購買意欲の維持や若年層、中年層の加工品需要への対応による国内消費の減少抑制を図る必要があり、このため、高品質な国産果実の強みは活かしつつ、実需者や消費者の多様なニーズを捉え、手頃で日常的に摂取してもらえる生果実、果実加工品など新たな需要に対応した取組等を行うこと
- (イ)海外市場については、防除暦の見直しなど輸出先国・地域の規制 やニーズに対応する輸出産地の育成の推進とともに、プロモーション等による更なる海外需要開拓を図ること

を前提とし、果実の需要の長期見通しを立てる。

② 生産目標について

果実の生産面では、生産者の減少・高齢化等により、需要の減少を上回って生産量が減少し、需要に対し国内生産が応えきれていない状況である。その上で、今後の取組として、

- (ア) 園地の集積・集約化や基盤整備、省力樹形等への改植・新植、スマート農業技術の開発・導入等による労働生産性の向上、高温対策の導入
- (イ) 果樹型トレーニングファームの推進等による担い手・労働力の確保・育成
- (ウ)輸出や加工など関連産業との連携や、こうした事業者の参入による大規模経営体・産地の育成

等の課題が解決された場合に実現可能な生産数量とそれを達成するための栽培面積の水準を生産目標として、果実の種類ごとに設定する。

③ KGI、KPIについて

また、生産目標の達成を実効的なものとするため、項目ごとにKGI (Key Goal Indicator: 重要目標達成指標)を設定するとともに、施策の有効性を示すKPI (Key Performance Indicator: 重要業績評価指標)を設定し、その関連をツリーにて示す。

政令指定品目の目標

	生産数量	(チトン)	面積(千 ha)
	令和5年度	令和 2 年度 目標	令和5年度	令和 2 年度 目標
うんしゅうみかん	682	675	35	33
その他 かんきつ	293	301	22	23
りんご	604	727	35	36
ぶ ど う	167	178	16	18
なし	203	188	11	10
ŧ ŧ	110	111	9.3	9.5
おうとう	17	16	4.2	4.3
びわ	2.3	2.2	0.8	0.7
かき	187	182	18	17
< 0	15	14	16	14
う め	96	90	13	13
す も も	17	15	2.6	2.2
キウイフルーツ	22	26	1.8	2.0
パインアップル	6.8	8.3	0.3	0.4
計	2,422	2,534	185	183

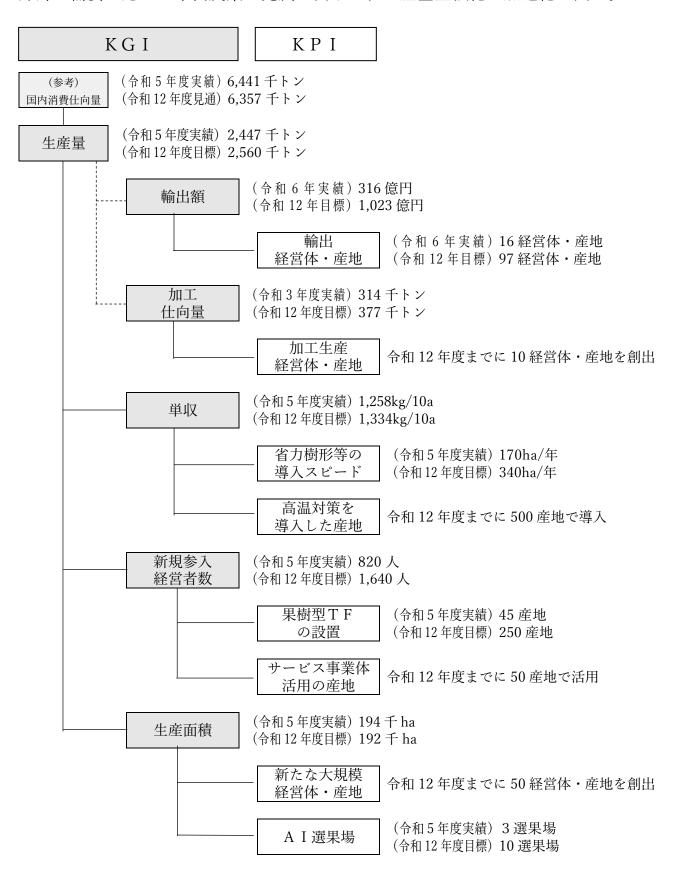
政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の目標

			生産数量	(イトン)	面積(千 ha)		
			令和5年度	令和 2 年度 目標	令和5年度	令和 2 年度 目標	
政令指定品目以外		25	26	9.0	9.0		
果	実	計	2,447	2,560	194	192	

- ※ 端数処理のため、合計値と内訳が一致しない数値がある。
- ※ 面積は結果樹面積

KGI, KPI

方針:需要に応える果樹農業の発展に向けて、生産基盤強化の加速化を図る。



第3 栽培に適する自然的条件に関する基準

① 基本的な考え方

高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹を栽培している地域における平均気温、植物生理の観点からみた冬期の最低極温及び低温要求時間に関する条件並びに植栽時における園地の気象条件に係る注意事項を果樹の種類ごとに設定する(表1)。

なお、基準を満たさない地域において栽培する場合には、あらかじめ 十分な対策を講じ、気象被害の発生を防止し、高品質な果実生産が確保 されるよう努めることが重要である。

② 高温障害

近年の温暖化に伴う高温障害は、高温を原因として生ずる果実、花、樹体における障害であり、収量や商品性の低下に直結する。高温障害に対しては、栽培管理における基本技術を徹底した上で、症状に応じた技術的対策を講ずる(表 2)。技術的対策による対応が困難な場合においては、障害リスクの低い品種の導入を図るなど品種構成の見直しを行う。それでもなお障害の発生が抑えられず生産が困難な場合は、「表 1. 栽培する上での気象条件・注意事項」を参照して地域の気象条件に合った品目への転換を検討する。

栽培に適する自然的条件に関する基準

表1. 栽培する上での気象条件・注意事項

	n.n.	栽培地域における 平均気温			里に係る 条件	植栽時における園地の
	品目	年	4月 日~ 10月31日	冬期の 最低極温	低温要求 時間	低温、風雨、降雪に係る注意事項
	うんしゅう みかん	15℃以上 18℃以下	-	-5℃以上	-	腐敗果の発生や品質低下を防ぐため、11 月から収穫前までに降霜が少ないこと。
	いよかん、 はっさく	15.5℃ 以上	-	-	-	す上がり等の品質低下を防ぐため、12 月から 収穫前までに−3℃以下にならないこと。
	しらぬひ等	16℃以上	ı	-3℃以上		-
か	ぶんたん類	16.5℃以上	-	-3℃以上		-
んきつ類	たんかん	17.5℃ 以上	-	-	ı	す上がり等の品質低下を防ぐため、12 月から 収穫前までに-2℃以下にならないこと。
類	ゆず	13℃以上	-	-7℃以上	-	傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受け やすい園地での植栽は避けること。
	かぼす、すだち	14℃以上	-	-6℃以上	-	-
	レモン	15.5℃以上	-	-3℃以上	-	す上がり等の品質低下を防ぐため、II 月から 収穫前までに降霜が少ないこと。 傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受け やすい園地での植栽は避けること。
	りんご	6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	-25℃以上	1,400 時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、平年の最大積雪深が概ね 2m(わい化栽培においては概ね 1.5m)以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
	ぶどう	7℃以上	14℃以上	-20℃以上 欧州種: -15℃以上	巨峰:500 時間以上	枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。 欧州種については、4月~10月の降水量が1,200mm以下。
な-	日本なし	7℃以上	13℃以上	-20℃以上	幸水: 800 時間 以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が 概ね 2m 以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期に 降霜が少ないこと。
U	西洋なし	6℃以上 14℃以下	13℃以上	-20℃以上	1,000 時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が 概ね 2m 以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期に 降霜が少ないこと。
	もも	9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,000 時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が 概ね 2m 以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期に 降霜が少ないこと。 病害を防ぐため、強風を受けやすい園地での植 栽は避けること。

表 1. 栽培する上での気象条件・注意事項 (続き)

		1	における 気温		里に係る 条件	植栽時における園地の
品目		年	4月1日~	冬期の 最低極温	低温要求 時間	低温、風雨、降雪に係る注意事項
おうとう		7℃以上 15℃以下	14℃以上 21℃以下	-15℃以上	1,400 時間以上	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が 概ね 2m 以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期に 降霜が少ないこと。
	びわ	15℃以上	1	-3℃以上 耐寒性品種: -5℃以上	-	傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風を受け やすい園地での植栽は避けること。
	甘かき	13℃以上	19℃以上	-13℃以上	800 時間 以上	枝折れを防ぐため、新しょう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。 新しょうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期に降霜が少ないこと。
かき	渋かき	10℃以上	16℃以上	-15℃以上	-	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が 概ね 2m 以下であること。 枝折れを防ぐため、新しょう伸長期に強風を受けやすい園地での植栽は避けること。 新しょうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期に降霜が少ないこと。
	< ن	7℃以上	15℃以上	-15℃以上	-	新しょうの枯死を防ぐため、展葉期に降霜が少ないこと。
	う め	7℃以上	15℃以上	-15℃以上	-	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が 概ね 2m 以下であること。 幼果は霜害を受けやすいので、幼果期に降霜が 少ないこと。
すもも		7℃以上	15℃以上	-18℃以上	I,000 時間以上 (台湾系品種 を除く)	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が 概ね 2m 以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期に 降霜が少ないこと。
フルーツ		12℃以上	19℃以上	-7℃以上	-	新しょうの枯死を防ぐため、発芽・展葉期に降霜が少ないこと。 枝折れや病害を防ぐため、強風を受けやすい園地での植栽は避けること。
フ ツ ル	ァパ デイ ン	20℃以上	-	7℃以上	-	_

- (注) 1. 表中に品種の記載がある場合にあっては当該品種、それ以外にあっては一般に普及している品種及び栽培方法によるものとする。
 - 2. しらぬひ等には、他にネーブルオレンジ、夏ミカン類、日向夏、清見、せとか、はるみ、ぽんかん、きんかんを含む。
 - 3. 最低極温とは、当該果樹の植栽地における1年を通して最も低い気温である。
 - 4. かんきつ類の果樹については、冬期の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生しても差し支えないものとする。
 - 5. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。
 - 6. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。

表 2. 高温障害及び対策技術

<u> </u>	同温障音及び対象技術								
品目	高温 障害	発生の原因	症状	対策技術の例	留意事項				
ì	浮皮	果実肥大期~ 収穫期の高温・ 多雨、多雨 (9~12月)	果皮と果肉が 分離した状態	・マルチ栽培等による水分制御 ・植物成長調整剤の利用 ・樹冠上部摘果等による高リスク果実の 除去	「いしじ」等は 発生しにくい				
んしゅうみかん	日焼け	果実肥大期~ 収穫期の高温、 高温·少雨 (7~10月)	果皮やその下 の果肉組織の 一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆・樹冠上部摘果等による高リスク果実の除去 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和	気温 35℃以 上で発生リス クが増大				
h	着色不良	果実肥大期~ 収穫期の高温 (8~12月)	果皮が全面着 色に至らず、緑 色の部分が残 る状態	・マルチ栽培等による光環境や水分制御 ・着色初期からの夜間冷房(ハウスみかん)	-				
かんきつ類	日焼け	果実肥大期~ 収穫期の高温、 高温·少雨 (7~10月)	果皮やその下 の果肉組織の 一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆・樹冠上部摘果等による高リスク果実の除去 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和	-				
ij	日焼け	果実肥大期~ 収穫期の高温 (7~9 月)	果皮やその下 の果肉組織の 一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆・葉取らず栽培の実施 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和 ・細霧冷房による果実温度の低下	気温 35℃以 上で発生リス クが増大				
んご	着色不良	着色期~ 収穫期の高温 (8~11月)	着色系品種: 果皮の着色が 阻害され、本来 の着色に至ら ない状態	・優良着色性系統や品種、黄色品種の 利用 ・適正な窒素施肥量の励行	-				
ぶどう	日焼け	果実肥大期~ 収穫期の高温、 高温·少雨 (6~9月)	果皮やその下 の果肉組織の 一部が変色	・遮光資材による樹冠及び果実の被覆 ・新しょう配置による直射日光の緩和 ・細霧冷房による果実温度の低下	-				
	着色不良	果実肥大期~ 収穫期の高温 (6~9 月)	着色系品種: 果皮の着色が 阻害され、本来 の着色に至ら ない状態	・環状剥皮 ・植物成長調整剤の利用 ・優良着色性品種や黄緑色品種の利用 ・着房数又は着粒数を制限(巨峰)	「グロースクロ ーネ」は着色に 優れる				

表2. 高温障害及び対策技術(続き)

衣 ∠ .	・ 同温降音及び対象技術(称さ)								
品目	高温 障害	発生の原因	症状	対策技術の例	留意事項				
	(煮え果)	果実肥大期~ 収穫期の高温・ 乾燥 (7~9月)	果皮直下の果 肉が褐変	・遮光資材による樹冠の被覆 ・灌水による樹体の水ストレスの緩和	-				
日本なし	コルク状障害	果実肥大期~ 収穫期の高温・ 乾燥 (8~10月)	果肉の維管束 部分に乾いた 褐色えそ斑点 が発生	・適切な着果管理 ・土壌の塩基バランスの適正化 ・エテホン散布 ・樹上散水による高温の抑制 ・土壌深耕	-				
	不発良芽	冬季の高温	長果枝の発芽・ 開花遅延、芽枯 れ、枝枯れ	・施肥や堆肥散布の時期を春に変更・土壌改良・花芽が得やすい枝管理・発芽促進剤の利用	「凛夏」は発生しにくい				
もも	果 内 水 浸 水 浸 水 浸 状 に な り 水 浸 状 に な り で 水 浸 状 に な り で 水 残 前 の 多 雨 を で 水 浸 状 に な り で 水 浸 状 に な り で 水 浸 が よ 浸 状 に な り で 水 浸 が よ 浸 水 に な り で 人 機 能 性 果 実 袋 、 透 湿 性 マルチシートの 利 用				-				
おうとう	花形異常	花芽分化期の 高温(7月中旬 ~9月上旬)	花芽分化の異常により、複数の雌ずいが形成(双子果)	・遮光資材による樹冠の被覆	-				
とう	症状	収穫期の高温	果肉が水浸状 になり、褐変す る過熟症状	・反射シートの除去、種類の検討 ・遮光資材による樹冠の被覆 ・過度の葉摘みを控え、適期収穫を徹底 ・灌水、散水	果肉の硬い品 種では発生し にくい				
かき	日		・灌水による樹体の水ストレスの緩和	-					
き	着色不良	着色期の高温 (8~10月)	果皮の着色が 阻害され、本来 の着色に至ら ない状態	・適正な整枝剪定、着果、施肥管理・灌水や土壌改良	-				
うめ	花 開 花 期 の 前 進 により、雌 ずい が未熟なうちに 開 花 (不 完 全 花 となり 結 実 に 至らない) では、		-						

第4 近代的な果樹園経営の基本的指標

① 基本的な考え方

省力樹形等やスマート農業技術、機械等の技術導入や、労働生産性を高める経営の展開を図るため、代表的な果樹の農業経営モデルを示す。

② 農業経営モデルの考え方

具体的には、果樹の種類ごとに規模拡大や加工用果実生産に取り組むにあたって直面するそれぞれの課題に対し、基盤整備や省力樹形の導入等の手段を講ずることにより農業所得の向上や1人当たりの労働生産性の向上に繋げ、経営の改善・発展や果樹農業への参入に資する農業経営モデルを示す。

1. うんしゅうみかん

慣行栽培

- 中山間地の傾斜地で手作業を中心とした栽培
- 慣行樹形 (開心自然形) で生食用果実を生産
- 収穫期の労働ピークに臨時雇用労働力を活用
- 主な機械設備はスプリンクラー、モノレール
- 共選出荷

【経営概要】2人、臨時雇用3人

経営面積(ha)	2.0
I Oa 当たり収量(†)	3.0
単価(円/kg)	200
総労働時間(時間)	2,840
	388
	1,367

規模拡大・機械化モデル

【課題】

- 機械導入に適した 園地整備が必要 樹の列間が狭く傾斜地 であるため、車両や機 械導入が進まず、規模 拡大が困難
- 労働時間の削減、 労働力の投入が必 要

<u>へ</u> 収穫等の労働ピークが 規模拡大のネック

【対応方策】

- 基盤整備による園内 道の整備や傾斜の緩 和、樹の列間の確保 車両や機械を使った作業 が可能
- ●機械、省力技術の 導入、労働力の投入 整列した園地にて、SS等の 機械や作業動線を短くできる片面交互結実のような省力技術を導入し、10a当たり労働時間を慣行比5割削減、新たな労働力の投入

【経営概要】2人、臨時雇用9人

- ・省力樹形(双幹形)、片面交互結実の導入
- ・作業分散のため、極早生~晩生種を導入

経営面積(ha)	6.0
I Oa 当たり収量(†)	3.5
単価(円/kg)	200
総労働時間(時間)	4,530
I経営体当たり農業所得(万円)	1,674
	4,210

加工仕向生産モデル

【課題】

単収の増加や労働 生産性の向上が必 要

> 加工用果実は単価が安 く、慣行栽培では農業 所得の確保が困難

- 経営コストの削減が 必要 機械導入に過剰なコス
 - 機械導入に過剰なコストが掛かる
- 徹底した労働時間の削減、労働力の投入収穫等の労働ピークが

間

収穫等の労働ピークか 規模拡大のネック

【対応方策】

高密植省力樹形の 導入

> 平面的・直線的な作業動線を確保し、効率的な作業 が可能

機械作業体系、省力 技術の導入

トラクタと複数のアタッチメントを作業ごとに使い分ける機械作業体系や、摘花・摘果剤の使用等の省力技術の導入により、10a 当たり労働時間を慣行比8割削減、規模拡大が可能

【経営概要】2人、臨時雇用8人

- ·省力樹形(高密植双幹形)、片面交互結実
- ・加工適性品種を選択・加工業者との契約販売

経営面積(ha)	15.0
I Oa 当たり収量(†)	6.0
単価(円/kg)	70
総労働時間(時間)	3,989
	1,341
	3,362

2. りんご

慣行栽培

- 栽培方法は手作業が中心
- 慣行樹形 (開心自然形) で生食用果実を生産
- 収穫期や果実の生育管理等の労働ピークに臨時 雇用労働力を活用
- 主な機械設備はスピードスプレーヤー、乗用型草刈機
- 共選出荷

【経営概要】3人、臨時雇用7人

経営面積(ha)	3.0
I Oa 当たり収量(†)	2.0
単価(円/kg)	267
総労働時間(時間)	5,463
	386
	706

規模拡大・機械化モデル

【課題】

- 効率的な作業動線 の確保が必要 樹を周回した作業により効率化が困難

規模拡大のネック

【対応方策】

- 高密植省力樹形の導入 平面的・直線的な作業動線 を確保し、効率的な作業が可能
- 機械作業体系、省力 技術の導入 トラクタと複数のアタッチメントを作業ごとに使い分ける機 械作業体系や、摘花・摘果剤

トラクタと複数のアタッテスクトを作業ごとに使い分ける機械作業体系や、摘花・摘果剤の使用等の省力技術の導入により、IOa 当たり労働時間を慣行比5割削減、規模拡大が可能

【経営概要】3人、臨時雇用7人

- ・高密植省カ樹形 (トールスピンドル)
- ・作業分散のため、収穫時期が異なる品種を 選択

経営面積(ha)	6.0
I 0a 当たり収量(†)	4.0
単価(円/kg)	267
総労働時間(時間)	5,204
経営体当たり農業所得(万円)	2,617
時間当たり農業所得(円)	5,030

加工仕向生産モデル

【課題】

- 単収の増加や労働 生産性向上が必要 加工用果実は単価が安 く、慣行栽培では農業 所得の確保が困難
- 経営コストの削減が 必要 機械の導入の過剰なコストが掛かる
- 徹底した機械化に よる労働時間の削 減が必要 規模拡大に伴う労働時 間の増加によって労働

力の確保が困難

【対応方策】

地元加工業者への契約 出荷

品質に合わせた適正取引により、加工原料用果実に特化 した生産を実現

機械作業体系、省力 技術の導入

トラクタと複数のアタッチメントを作業ごとに使い分ける機械作業体系、ツリーシェイカー等の機械、摘花・摘果剤の使用等の省力技術の導入により、IOa 当たり労働時間を慣行比8割削減、規模拡大が可能

【経営概要】3人、臨時雇用7人

- ・高密植省力樹形(新わい化)
- ・加工適性品種の選択
- ・摘果、着色作業の省略
- ・加工業者との契約販売

経営面積(ha)	20.0
I Oa 当たり収量(†)	6.0
単価(円/kg)	80
総労働時間(時間)	5,953
	2,296
	3,856

3. ぶどう

慣行栽培

- 房作りをはじめとした繊細な手作業が中心
- シャインマスカットをはじめとした高単価な 生食用果実を生産
- 房作りや収穫期の労働ピークに 臨時雇用労働力を活用
- 主な機械設備はスピードスプレーヤー、乗用型草刈機
- 共選出荷

【経営概要】2人、臨時雇用 | 人

経営面積(ha)	0.8
I Oa 当たり収量(†)	1.6
単価(円/kg)	1,180
総労働時間(時間)	2,456
	533
	2,169

多用途栽培モデル

【課題】

● 高度な技術を必要とし、労働集約的な作業が必要房作り(摘房、摘粒等)に高度な技術が求められ、労働力の確保が困難

● 労働時間の削減 が必要 収穫等の労働ピーク が規模拡大のネック

【対応方策】

用途に応じた栽培 体系の見直し

> ギフト用、日常消費用、 加工用の用途ごとに栽 培体系を見直し、価格 に見合った作業の効率 化を実現

例えば、日常消費用や加工用については、摘房数の見直しや摘粒作業の省略により、房作りにかかる 10a 当たり労働時間を慣行比7割削減

機械化が可能な 園地への基盤整 備、機械導入 10a 当たり労働時間を 慣行比5割削減 【経営概要】2人、臨時雇用4人

- ・ギフト用、日常消費用、加工用の用途に応じた栽培
- ・収穫出荷作業の外注
- ・加工業者との契約販売

経営面積(ha)	5.0
I Oa 当たり収量(†)	1.6~4.0
単価(円/kg)	100~1,600
総労働時間(時間)	7,488
	1,703
	2,274

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

(1) 集出荷・流通対策

目標

農村における人手不足やトラックドライバーの時間外労働の上限規制などによる労働力不足に対応するため、集出荷施設・選果場の再編集約・合理化、果実やコンテナ等の出荷規格の見直し、共同輸送やモーダルシフト等を進める。また、産地から消費者へ生果実の品質を保持して届けることは極めて重要である。このため、切れ目のないコールドチェーンの構築等、高温等の現下の気象状況下においても、鮮度を低下させることなく流通させるためのサプライチェーンの構築を推進する。

[KGI]

● 生産面積(再掲) 194 千 ha (令和 5 年度) ⇒ 192 千 ha (令和 12 年度)

主要指標(KPI)

● AI選果場

3 選果場(令和 5 年度)⇒ 10 選果場(令和 12 年度)

- ① 集出荷の効率化の推進
 - 産地の実態を踏まえて、既存施設の役割の見直しに係る協議や修繕・更新に係る計画の策定、その実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した集出荷施設・選果場等の共同利用施設の再編集約・合理化を促進する。
 - 選果能力の向上により、高品質化や、家庭選果の省略等による省力化を 可能とするAI選果機の導入を推進する。
- ② 果実輸送の合理化の推進
 - 果実やコンテナ等の出荷規格の見直しを図る取組を推進する。
 - 国土交通省等の関係省庁や地方公共団体等とも連携しながら、農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化を促進するため、物流の標準化、デジタル化・データ連携等の取組や、産地における集出荷施設の整備や、農産品等の流通網の強化に必要な中継共同物流拠点、卸売市場の整備等を推進する。
 - 鉄道・船舶輸送をはじめ、多様な輸送モードを活用して、環境負荷低減 にも寄与するモーダルシフト等を推進する。
 - 高温等の気象状況下においても、鮮度を低下させることなく流通させる ためのスマート技術を活用した流通の効率化・高度化やコールドチェー

ン確保等による国内外の流通体制の構築等を推進する。

(2) 果実の加工

目標

国産果実の加工仕向けについては、生果実の選果の過程で規格外となったものの一部が流通している状況であり、果実生産量の減少に伴い加工仕向量が減少している中、規格外の果実を加工用に回すだけでなく、契約生産など価格を決めて量をある程度加工に回すことが出来るような生産を進める。また、地域の基幹産品となる果実加工品の創出など、付加価値の高い加工仕向けの取組を推進する。

[KGI]

● 加工仕向量(再掲) 314 千トン(令和3年度) ⇒ 377 千トン(令和12年度)

主要指標(KPI)

● 加工原材料果実の生産に取り組む経営体・産地(再掲) 令和 12 年度までに 10 経営体・産地を創出

- ① 国産の加工用原料果実の確保
 - 徹底した生産合理化により加工専用果実を生産する法人経営体、加工原材料を必要とする食品企業等の参入等により、契約生産など価格を決めて量をある程度加工に回すことができるような生産を進める。
 - 果実の生産現場から、まとまった量の集出荷や一次加工、果実を加工利用する食品企業や販売店といったサプライチェーンの実態を把握し、加工用原料果実を入手しやすくする環境の整備を検討する。
- ② 多様なニーズに対応した果実の加工
 - 果実や未熟果の機能性成分に着目した加工や、日本ワイン、シードルなど地域の原料を使用した特色ある醸造加工など、果実の機能性や地域の特色により差別化が図れるような新たな商品開発を推進する。
 - 従来の果汁や缶詰、ジャム等に加え、ストレートジュース、スムージー、カットフルーツ、冷凍フルーツ、ドライフルーツ、非加糖のジャムなどの原料の素材をそのまま活かした加工品や、環境負荷低減などストーリー性のある商品といった多様なニーズに対応するため、生産者と実需者等の連携による用途に応じた加工の取組や、新たな果実加工品生産技術の開発・導入を推進する。

第6 その他必要な事項

(1) 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復旧・復興に向け、食品の安全確保の取組や、避難指示区域等における高収益品目の育成による経営再開支援、国内外の風評被害の払拭を引き続き推進する。

(2) 近年頻発する大規模自然災害による被害からの復旧・復興

令和6年能登半島地震・豪雨災害、令和7年雪害など、近年頻発する大規模自然災害からの早期の営農再開を支援するとともに、改良復旧や再編復旧と合わせた省力樹形等の導入など、新たな取組による営農再開を支援する。

(3) 自然災害への備え

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、被害を最小化するためには、過去の災害の教訓を踏まえた、事前防災を推進する。

- 果樹農業者等が自らの災害時のリスクや情報を認識し、必要な対策を適切に講ずることが重要であり、このため、平時の備えとして、ハザードマップの周知や気象別の予防減災情報の発信に努める。
- 最近の災害における果樹農業経営への影響や農業保険の利点を発信し、農業保険の普及促進を図る。
- 地方公共団体や農業関係団体等と連携し、果樹農業経営の災害への備えの 意識を高める。それと併せて、事業継続計画(農業版BCP)の策定による 具体的な効果を示しつつ、計画に対する関心を高め、策定を促す。
- 大雨等による影響が懸念される際には、SNS等を活用した注意喚起、果 樹農業の被害防止に向けた技術的な対策情報を発信する。
- 生産減少の大きな要因となる温暖化の影響等に対して、資機材による対策 や品種構成の見直し等の検討を進める。加えて、高温適応性を有する品種 の開発・導入等を推進する。また、気象庁が発表する気象情報や、被害防止 に向けた技術指導通知、果樹農業現場における高温障害等の影響やその適 応策等の情報発信に引き続き取り組む。

愛媛の果樹農業の現状と課題

愛媛県果樹農業振興計画の概要

第1 果樹農業の振興に関する方針

- ◆本県農業の基幹である果樹農業を持続的に発展させるため、<u>「豪雨災害からの復興、生産基盤の強化、</u> 担い手の確保、商品力の強化」に係る課題への対策を重点的に推進する。
- ◆振興目標は<u>「未来型果樹園の創造とブランド果実の安定供給による儲かる果樹農業の確立」</u>とし、各産地が自らの特色を活かしながら、<u>生産・流通・販売・消費の各関係者が幅広く連携して、チーム愛媛体制で</u>の取組みを推進していく。

1 平成30年7月豪雨災害からの復興

- (1) 被災園地の復旧・復興
 - ◆被災園地の着実な復旧と、災害に強い園地の創造の推進
 - ◆園地復旧後の施設整備や優良品種の導入等を通じた、被災前よりパワーアップした産地復興の推進
- (2) 自然災害への対応強化
 - ◆排水対策等の基盤整備や被害の予防・軽減のための施設整備の推進
 - ◆農業共済や収入保険への加入の促進
- 2 未来型果樹園を核とした果樹産地の強化
- (1) 次世代につなぐ生産基盤づくりの推進
 - ◆労働生産性の抜本的な向上や高収益果実の大幅な生産拡大等を通じた、<u>果樹農業の担い手のモデル</u>となる「未来型果樹園」づくりの推進
 - ◆担い手への園地集積の推進
 - ◆労働生産性の飛躍的な向上が可能となる<u>緩傾斜化や水田の樹園地化などの基盤整備の推進</u>
- (2) 園内道・モノレールの効率配置の推進
 - ◆園内道とモノレールの効率的な配置や階段畑の段数を減らす改良等を通じた急傾斜地の生産性向上の 推進
- (3) 生産性向上や高品質化の推進
 - ◆計画的な改植·新植、ハウス、かん水設備、モノレール、果樹棚等の整備を通じた、<u>生産基盤の強化</u>
 - ◆ドローンや ICT などを活用したスマート農業の現地実証・実装の推進
- (4) 新技術や優良品種等の開発・普及
 - ◆中晩柑類やうんしゅうみかんの品種開発、愛媛果試第48号の基本栽培技術の早期確立の推進
 - ◆海外での品種登録や商標登録による権利保護の推進
 - ◆キウイフルーツの品種開発や効率的な花粉生産技術の確立等の推進
 - ◆<u>高品質安定生産やスマート農業技術など省力・低コスト化</u>、環境に配慮した施肥・防除、機能性成分の技術開発等の推進
- 3 オリジナル品種の拡大等による儲かる果樹農業の推進

(1) 「愛媛果試第48号(紅プリンセス)」の導入促進によるブランドカの強化

- ◆愛媛果試第48号の早期産地化やブランド力の強化等の推進
- ◆オリジナル品種の積極的な導入や高品質安定生産技術の普及の推進

(2) かんきつ周年供給体制の強化

- ◆愛媛ブランドを支える 12 品種を基幹品種とした、周年供給体制強化の推進
- ◆出荷時期の延長等による有利販売に向けた、

 長期鮮度保持技術の積極的な導入の推進
- ◆有望品種の組み合わせやハウス等の導入による、儲かる果樹農業の実践農家の育成

(3) うんしゅうみかん・いよかん等主力かんきつの生産力強化

- ◆園地の若返りや適切な肥培管理による単収向上、マルチ栽培等による高品質化の推進
- ◆生産者、生産出荷団体等が一体となった、高品質生産や計画的な出荷による価格安定の推進

(4)「柑橘王国えひめ」の販売力の強化

- ◆周年供給体制の強みを生かした「柑橘王国えひめ」のブランド強化の推進
- ◆オリジナル品種を核とした、<u>柑橘王国えひめの知名度向上や販売力強化</u>の推進
- ◆関係団体一体となった、新たな販路開拓や県内外での販促等の推進

(5) 落葉果樹産地の再構築

- ◆<u>キウイフルーツの生産量全国一位の堅持</u>に向けた、かいよう病の防除対策の徹底、抵抗性品種への転換、健全花粉の安定供給体制の確立等の推進
- ◆かき、くり、ぶどう、うめ等の産地の振興に向けた、<u>改植や必要な施設の整備、高品質安定生産技術の普</u>及等の推進

(6) 様々なリスクへの対応と環境と調和した安全・安心な生産の推進

- ◆気候変動や難防除病害虫等の<u>被害軽減技術の</u>開発·導入等の推進
- ◆えひめ地域鳥獣管理専門員を中心とした、<u>鳥獣類被害軽減のための取組み</u>の推進
- ◆エコファーマーの育成や愛媛県特別栽培農作物等認証制度(エコえひめ)等の普及の推進
- ◆グローバル GAP、県GAP等の農業生産工程管理の導入の推進

(7) 多様な販売体制の構築と消費拡大に向けた食習慣の推進

- ◆農家レストランやグリーン・ツーリズム等の消費者ニーズに対応した販売体制の整備
- ◆大学との連携や社員食堂への果実提供など、若者や働く世代への果実消費の促進
- ◆学校給食、収穫体験等を通じた果実への理解や関心を醸成する食育の推進

(8) 新たな需要創出を見据えた輸出拡大と国内販売の安定化

- ◆輸出環境の改善に向けた輸出相手国へのインポートトレランスの早期設定等の国への働きかけの強化
- ◆輸出相手国に適合した農薬使用や代替薬剤による生産・防除技術の確立
- ◆産地及び関係機関等が一体となった輸出体制の構築等を通じた、輸出拡大と国内販売安定化の推進

4 多様な担い手の確保と次世代への継承

(1) 新規就農者の確保・育成

◆JA研修ほ場等での就農希望者の受け入れや、<u>就農サポート体制の拡充等を通じた、新規就農者の確保・育成</u>の推進

- ◆就農希望者への園地の貸出推進など、受け入れ体制の強化
- ◆就農後の経営・技術のサポートを通じた、就農者の経営安定の促進

(2) 外部労働力の確保

- ◆産地間連携や宿泊施設の整備等による<u>アルバイター受入れ促進や、有償ボランティアの取組み等の拡大</u>
- ◆JA出資型法人や地域の農作業受託組織、農福連携など<u>多様な労働力確保の取組み</u>の推進
- ◆新型コロナ対策として、県内を中心とした近隣地域からの労働力確保の検討

(3) 担い手への園地集積及び円滑な経営継承の推進

- ◆維持すべき園地の明確化の推進や、樹体と園地をセットにした担い手へ円滑に継承できる体制の構築
- ◆伐採及び廃園・植林等による条件不利地の放任園地化を防止する取組みの検討
- ◆産地計画や人・農地プランの実質化に向けた取組みの推進

(4) 経営の多角化・法人化の推進と女性参画の促進

- ◆農業経営の法人化や経営者の労務管理能力の向上、優良な法人化の取組みの他地区へ波及推進
- ◆集落営農法人の育成や共選の法人化等の地域に応じた新しい産地結束力の強化案の検討
- ◆女性農業者が活躍しやすい環境づくりなど、果樹農業への女性参画の促進

第2 栽培面積その他果実の生産の目標

			生産量(t)		隶	 战培面積(ha	伸び率 (R12年度/H30年度)		
対象果樹の種類 		平成30年度	令和7年度	令和12年度 (目標年度)	平成30年度	令和7年度	令和12年度 (目標年度)	生産量(%)	栽培面積 (%)
うんし	しゅうみかん	113,500	125,000	125,000	5,800	5,600	5,400	110	93
	いよかん	27,479	26,800	26,200	1,897	1,700	1,650	95	87
そ	不知火	9,463	9,000	8,200	646	600	550	87	85
~	ぽんかん	8,097	8,200	8,200	525	530	530	101	101
の	清見	6,039	5,900	5,800	393	390	380	96	97
他	河内晚柑	7,136	7,200	7,300	279	280	280	102	100
の	せとか	3,784	3,900	4,100	294	320	340	108	116
	はれひめ	1,284	1,400	1,500	109	115	120	117	110
か	愛媛果試第28号	3,352	4,000	5,000	261	340	400	149	153
ん	甘平	1,815	3,000	5,000	295	350	400	275	136
き	カラ・南津海	2,215	2,500	2,800	125	140	150	126	120
	愛媛果試第48号	0	400	2,000	0	120	240	_	_
つ	その他	14,922	14,000	13,000	1,339	1,250	1,170	87	87
	計	85,441	86,300	89,100	6,163	6,135	6,210	104	101
小計		198,941	211,300	214,100	11,963	11,735	11,610	108	97
かき		8,360	7,900	7,500	612	570	530	90	87
くり		869	1,600	1,800	2,100	1,950	1,800	207	86
キウ・	イフルーツ	5,210	8,500	9,000	404	470	500	173	124
ぶど	ō	1,040	1,250	1,300	154	155	155	125	101
なし		388	380	360	47	44	40	93	85
もも		298	500	450	76	71	66	151	87
びわ		111	200	190	66	61	57	171	86
うめ		397	400	380	110	105	100	96	91
その	他	266	300	350	75	75	75	132	100
小計		16,939	21,030	21,330	3,644	3,501	3,323	126	91
合計		215,880	232,330	235,430	15,607	15,236	14,933	109	96

第3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

主たる従事者の年間労働時間2,000時間、所得450万円を目標として11タイプの経営指標を設定。

	区分		営農類型	規模 (ha)	主たる従事者 の所得(千円)	総所得(千円)
沿岸島しょ部農	個別	土地利用型	うんしゅうみかん	2.2	7,040	7,910
業地帯	経営		いよかん+不知火+優良中晩柑+甘平	2.2	6,050	7,840
	体		うんしゅうみかん+ぽんかん+優良中晩柑+甘平	1.7	6,760	7,700
			清見+甘夏柑+不知火+優良中晩柑	2.8	5,360	7,720
			河内晚柑+甘夏柑+不知火	2.9	5,920	7,800
			うんしゅうみかん+いよかん+優良中晩柑+甘平 +キウイフルーツ	1.6	6,500	7,490
		施設型	施設中晩柑+いよかん+不知火+優良中晩柑+ 愛媛果試第28号	1.7	5,650	7,620
平地農業地帯	個別	土地利用型	かき+うめ	2.7	5,350	7,920
農山村農業地 帯	経営 体	施設型	施設ぶどう+もも	0.8	7,290	7,780
平地農業地帯	個別	土地利用型	【再掲】いよかん+不知火+優良中晩柑+甘平	2.2	6,050	7,840
	経営 体		【再掲】らんしゅうみかん+いよかん+優良中晩柑 +甘平+キウイフルーツ	1.6	6,500	7,490
		施設型	施設うんしゅうみかん+うんしゅうみかん+愛媛果 試第28号+施設中晩柑	1.5	4,730	7,060
沿岸島しょ部農 業地帯	法人	土地利用型	うんしゅうみかん+いよかん+優良中晩柑+加工	15.0	9,940	29,820

第4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

栽培	 面積	農道				園内作業道			
平成30年	令和12年目標	整備面積	整備計画	整備率	目標整備率	整備面積	整備計画	整備率	目標整備率
15,607ha	14,933ha	9,714ha	103ha	62%	66%	7,502ha	998ha	48%	57%
			畑地かり	しがい			園地	<u></u>	
		整備面積	整備計画	整備率	目標整備率	整備面積	整備計画	整備率	目標整備率
		8,527ha	499ha	55%	60%	7,620ha	995ha	49%	58%

⁽注)本表は果樹に限定した市町への独自調査等を参考に作成(県農産園芸課調べ)。

第5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

- 1 選果・流通の高度化を可能とする集出荷貯蔵施設の整備
- (1) 広域選果体制を踏まえた高機能集出荷貯蔵施設の再編・整備
 - ◆集出荷経費の節減や販売力の強化を念頭においた、<u>産地間連携を含め既存施設の統廃合等の再編の</u> 検討
 - ◆AI 等を活用した選果システム導入等による<u>庭先選別の簡素化や集出荷施設の省人化</u>の推進
 - ◆落葉果樹の集出荷貯蔵施設における<u>消費者ニーズに対応した機能向上整備の検討</u>
- (2) 出荷規格や輸送の合理化への取組推進
 - ◆関係者の相互理解のもとでの<u>出荷規格の</u>見直しの推進
 - ◆複数産地や品目を組み合わせた<u>混載・共同輸送や鉄道・船舶へのシフトの検討</u>

2 果実の用途別出荷量の見通し

単位:トン

	平)	成30年度		令和12年度					
生産量		出荷量			生産量	出荷量			
工生里	計	生食	加工	輸出	工生里	計	生食	加工	輸出
	(92)	(82)	(9)	(0)		(92)	(75)	(16)	(0.1)
215,880	197,913	178,031	19,608	49	235,430	215,950	177,225	38,510	215

(注)()内は生産量に対する比率(%)。

3 選果施設の整備

		令和元年度		令和12年度			
選別方式	選果機数	年間処理量	1ケ所当たり処	選果機数	年間処理量	1ケ所当たり処	
	ケ所	t	理量 t	ケ所	t	理量 t	
ドラム	9	4,086	454	7	4,040	577	
プレート	2	888	444	2	1,000	500	
重量	11	5,363	488	11	6,020	547	
カラーセンサー	6	5,116	853	6	5,200	867	
光センサー	21	112,988	5,380	10	123,000	12,300	
小計	49	128,441	2,621	35	139,260	3,868	

⁽注)農協系統取り扱い分で計画。当該施設で2種類以上の果実を選果している場合、それぞれの果実に記載。

第6 果実の加工の合理化に関する事項

- 1 消費者ニーズに即した新たな加工需要の創出
 - ◆ストレート果汁など高品質製品の生産拡大や、カットフルーツ・スイーツなど<u>新たな加工需要への対応強</u> <u>化</u>
 - ◆加工用専用品種や省力低コスト栽培体系導入等による<u>加工用果樹産地の育成強化</u>
 - ◆6次産業化に必要な加工施設等の整備を推進
- 2 かんきつ果汁工場等の合理化
 - ◆省資源化や自動化設備の導入等による<u>製造コストの低減</u>の推進
 - ◆搾汁量が減少している工場の再編も視野に入れた合理化の検討
 - ◆少量多品種化する加工用果実を積極的に受入れる体制の整備
 - ◆健康志向に見合った需要の開拓に向けた製品の開発や多様化・高品質化の推進
- 3 需給調整機能の維持
 - ◆産地と果汁製造業者との連携による加工誘導の実施など、生果に対する需給調整機能の維持
 - ◆長期的な契約取引の推進を通じた、加工原料用果実の安定供給の促進

4 果汁の生産計画

5	果汁用原料果実の供給計画
---	--------------

集山口 工公台台	製品製造数量(1/5濃縮換算t)					
製品形態	平成30年度	令和12年度				
果汁	736	2,834				

平成30年	產(t)			令和12年產(t)				
	自県産 他県産		自県率		自県産	他県産	自県率	
8,282	7,669	613	93%	30,000	28,990	1,010	97%	

第7 その他必要な事項

- 1 広域濃密生産団地形成に関する方針
- (1) 広域濃密生産団地形成に関する基本的方針
 - ◆えひめ農林水産業振興プラン 2021 における12の地域ブロックを踏まえた、特色ある果樹生産の促進
- (2) 広域濃密生産団地の概要
 - ◆団地名、関係市町名及び産地協議会名の記載
- 2 政令指定果樹以外の新たな樹種導入の検討
 - ◆生産者の所得確保のため、政令指定果樹以外の新規樹種の導入についての検討
- 3 新型コロナウイルスに対応した生産・販売体制の構築
 - ◆ウィズコロナ時代の新たな生活様式を踏まえた生産・販売体制についての検討

第 13 次愛媛県果樹農業振興計画の 骨子(案)



第13次愛媛県果樹農業振興計画の骨子について

1 策定目的

果樹農業振興特別措置法(昭和 36 年法律第 15 号)に基づき、本県果樹農業の振興に関する 基本的な方向を明らかにするため、国の果樹農業振興基本方針(R7.4 公表)を受け、<u>令和 12 年</u> 度を目標年として策定。

2 新たな愛媛県果樹農業振興計画の概要

果樹を取り巻く情勢・課題

- ・【生産・経営】 急激な気候変動、基盤整備の遅れ、栽培面積・生産量の減少、高齢化、担い手の不足
- ・【流通・加工】 販売形態の多様化、選果施設の再編・高度化、トラック輸送量の減少、加工用果実の減少
- ・【消費・需要】 消費者ニーズの多様化、果実消費形態の変化(生果の減少・加工の増加)、需要の縮小 等

ポイント

◆近年の目まぐるしい変化に対応できる生産力の強化

高温、少雨等の栽培リスク対策、基盤整備やスマート農業の推進、産地を支える担い手の確保・育成

◆生産された果実を愛顔とともに消費者に届ける供給力の強化

消費者に確実に届ける流通体制の構築、国内外の多様なニーズに対応できる販売戦略

新しい果樹対策の振興方向(12年度目標)

【振興目標】**『変化に対応できる生産力と果実を消費者に届ける供給力の強化』** 【重点課題】

◆栽培リスクに負けない産地づくり

高温対応技術・品種の開発・導入、鳥獣害・病害虫への対応、樹勢強化のための改植と士づくり等

◆産地を支える担い手づくり

トレーニングファーム等による新規就農者の早期育成、外部労働力確保、サービス事業体の活用等

◆災害に強く作業しやすい園地づくり

災害に強い園地の再編整備、労働生産性の高い園地・生産施設の整備、スマート農業の推進等

◆国内外の二一ズに応えた儲かる愛媛ブランドづくり

ブランド果実の安定供給、輸出拡大等による販売強化、加工需要への対応 等

◆消費者に確実に届ける流通体制づくり

集出荷施設の再編・合理化と高度化、トラック輸送量減少への対応等

に重点的に取り組み、引き続き「柑橘王国えひめ」の成長・発展と果樹生産者の所得増加を目指す

3 主要かんきつ類等の生産目標

$\underline{}$	工文// 700 2点101上上口小										
活料 石					令和5年	F度(現状)	令和 12 4	年度(目標)	伸び率		
	種類					栽培面積(ha)	生産量(t)	栽培面積(ha)	生産量	栽培面積	
愛媛	爰 果 試	第	2 8	号	5,028	305	6,000	350	119%	115%	
甘				平	2,088	363	2,500	365	120%	101%	
愛媛	爰 果 試	第	4 8	号	59	82	2,000	240	3,390%	293%	
うん	しゅ	うみ	・カ	ん	111,100	5,290	110,000	4,900	99%	93%	
V >	よ	カュ		ん	18,247	1,407	16,000	1,150	88%	82%	
不	7	和		火	8,334	513	6,000	350	72%	68%	
ぽ	λ	か		ん	9,792	391	9,400	370	96%	95%	
清				見	7,081	326	6,200	270	88%	83%	
せ	(と		カゝ	4,514	294	5,500	360	122%	122%	
加	内	晩		柑	14,472	275	12,000	275	83%	100%	
柑	-			橘	199,616	10,635	194,400	9,930	97%	93%	
落	葉	果		樹	15,627	3,271	15,500	3,000	99%	92%	
果	樹	合		計	215,243	13,906	209,900	12,930	98%	93%	